

○資金前渡職員指定に関する訓令

〔平成13年9月28日〕
〔常総衛生組合訓令第3号〕

改正 平成14年2月28日 組合訓令第2号

常総衛生組合財務規則（常総市会計規則（平成17年水海道市規則第59号）第60条）の資金前渡職員として次の者を指定する。

- 1 事務局長
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長が不在のとき又は欠けたときは、総務課長とする。

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年組合訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。